

広島高速道路公社
土木設計業務等標準積算基準

平成29年8月

広島高速道路公社

適用

広島高速道路公社の土木設計業務等標準積算基準については、広島県の土木設計業務等標準積算基準書及び同参考資料を適用します。

なお、一部の歩掛等について、広島県と異なる独自運用基準を定めています。

広島高速道路公社の独自運用基準の定めのあるものについては、独自運用基準を優先して適用します。

適用する広島県積算基準書

土木設計業務等標準積算基準書	平成 29 年 8 月
土木設計業務等標準積算基準書 <参考資料>	平成 29 年 8 月

広島高速道路公社の土木設計業務等標準積算基準は、広島県の土木設計業務等標準積算基準書の以下のページを差し替えて使用してください。

土木設計業務等標準積算基準書	P132 (今回改定)
----------------	-------------

第3節印刷製本費

3-1印刷製本費

印刷製本費は、次の計算式により算出するものとする。
ただし、これによりがたい場合は別途考慮する。

(1) 概略設計、予備設計又は詳細設計

$$\text{印刷製本費（千円）} = 6.9x^{0.45}$$

ただし、x：直接人件費（千円）

(2) その他の設計業務（(1)以外）

$$\text{印刷製本費（千円）} = 5.1x^{0.38}$$

ただし、x：直接人件費（千円）

- (注) 1. 上式の印刷製本費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位（小数点以下切り捨て）で代入する。
2. 算出された印刷製本費（千円）は、千円未満を切り捨てる（小数点以下切り捨て）ものとする。
3. 印刷製本費の上下限については、
- (1) の場合、上限：700千円、下限：20千円、
 - (2) の場合、上限：250千円、下限：20千円とする。

成果品の部数は、紙媒体で2部、電子媒体で1部を標準とし、これにより難しい場合は、調査職員と協議の上、決定する。

※本ページ以外における広島県の土木設計業務等標準積算基準書及び同参考資料へ記載の「電子成果品作成」は「印刷製本」と読み替えるものとする。